

日本郵政グループにおける データガバナンスの在り方の検討状況について

2022年12月1日

日本郵政株式会社 DX推進部データガバナンス室

日本郵政グループが保有するデータ

- 現在、顧客情報（顧客属性、残高、保有契約、取引状況等）は各事業、商品別の情報システムにおいて、それぞれ管理

（グループ統一的な顧客コードがなく、また、顧客の同意を取れていないため、それぞれのお客さま毎の一覧化は不可）

日本郵便

- ・配達原簿
- ・転居届
- ・発送・追跡データ
- ・後納顧客データ
- ・法人大口顧客
- ・ゆうびん I D
- ・国際マイページ
- ・ゆうプリR
- ・Webゆうびん
- ・e内容証明
- ・カタログ販売受発注
- ・ネットショップ
- ・郵便局倶楽部
- ・みまもりサービス
- ・コールセンター

ゆうちょ銀行

- ・顧客属性
（住所・氏名・生年月日等）
 - ・各種貯金口座（通常、定額定期）の
残高・取引履歴
 - ・投信契約の残高・取引履歴
 - ・国債契約の残高・取引履歴
 - ・J Pバンクカードの会員情報
- 等

かんぽ生命

- ・契約者・被保険者・保険金受取人等
に係る個人情報属性
（住所・氏名・生年月日等）
 - ・契約内容
 - ・保険料の払込、保険金等の支払履歴
- 等

- 日本郵政グループが個人情報等を取り扱うにあたっては、個人情報保護法や同法ガイドライン等による規制の適用を受けるほか、以下のとおり、業務内容に応じて各業法上の規制を受ける

<郵便・物流>

- **郵便・物流業務の一環**として、お客さま（差出人・受取人）の個人情報（氏名・住所・連絡先等）を保有しているが、個人情報の取扱いは、**郵便法および郵便分野における個人情報保護のガイドライン**により法的に制限あり

<金融・その他>

- **金融業務（銀行・保険・投信）並びにその他提携金融業務の一環**として、お客さま（口座名義人・契約者等）の個人情報※¹と非公開金融／保険情報※²を保有しているが、個人情報の取扱いは、**個人情報保護法第27条第5項に定める範囲内**であれば、利用範囲の拡大（共同利用・第三者提供）が可能
- また、非公開金融／保険情報の取扱いは、**銀行法等の各種関連法**により、お客さまの同意なく営業活動（クロスセル）に利用することを禁止

※1 個人情報・・・氏名、生年月日、住所、連絡先、職業 等

※2 非公開金融／保険情報・・・口座残高、保有ファンド、保険契約情報、健康状態 等



- さらに、日本郵政グループが個人情報等を取り扱うにあたっては、上記のとおり、個人情報保護法等の各種法規制を遵守することに加えて、**社会的受容性にも十分に配慮**する必要があり、そのためにもデータの運用や管理に関するルールである**データガバナンスを強化**することが重要。

日本郵政グループにおけるデータガバナンス体制について

- 総務省報告書において求められている内容（グループにおけるデータ活用に当たって必要となるブレーキ機能の整備）も踏まえ、グループとしての強固なデータガバナンス体制の構築に向け、「**データガバナンス室**」を新設（**本年11月1日～**）
- データガバナンス室はグループ横断的なデータガバナンスに関する企画立案等を所掌。同室が事務局となり、グループ各社の部室長クラスから構成される**グループデータガバナンスWG（仮称）**を早期に立ち上げ、同WGにおいて、先進企業の事例も参考にしつつ、今後のグループとしてのデータガバナンス体制の在り方について検討
- データガバナンス体制の整備に当たっては、データ活用に係るチェック等の実務が重複することのないよう、関係部署（コンプライアンス統括部等）との役割分担を明確化



（検討課題）

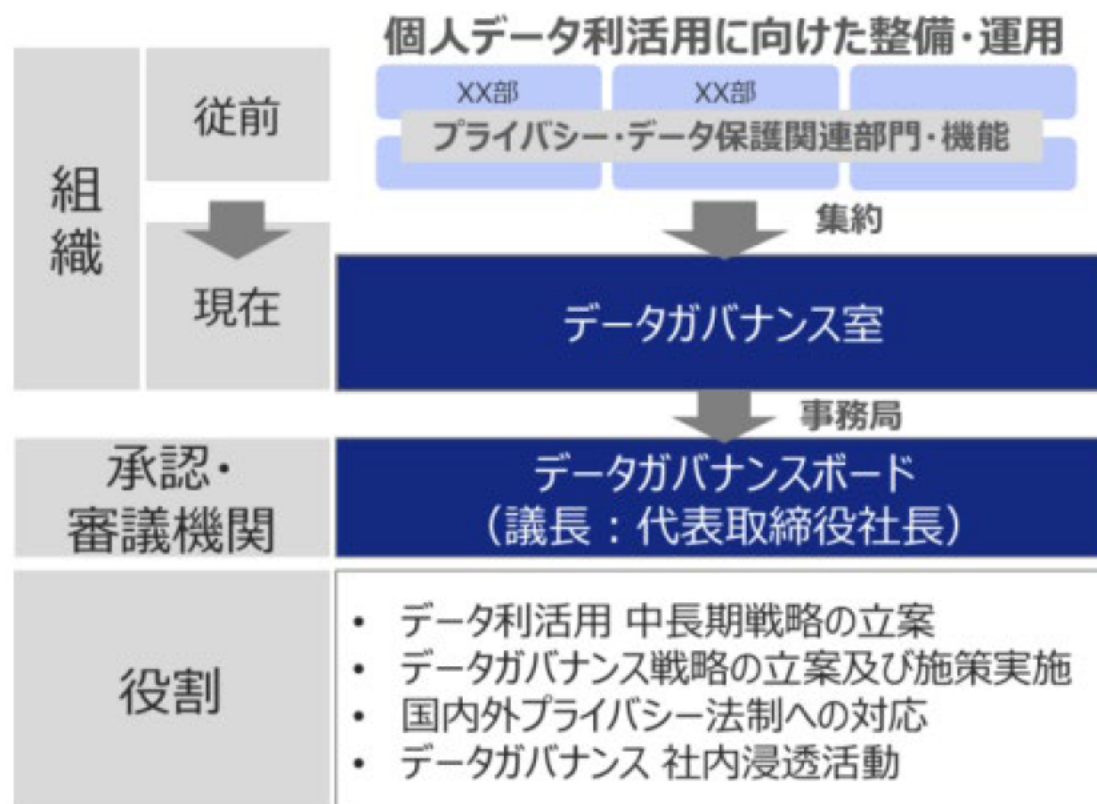
- ・データ活用の可否等のチェック体制、日本郵政とグループ内各社とのガバナンスの在り方等、データ活用に当たって必要となるブレーキ機能を整備すべく、グループのデータガバナンス体制を検討
- ・検討スケジュールは、22年度を目途にグループのデータガバナンスに関する方向性を取りまとめた上で、23年度中に具体的なデータガバナンス体制を整備することを想定

（業務内容）

- ・グループデータガバナンス体制の検討・整備
- ・ロードマップに盛り込まれた日本郵政・日本郵便が実施すべき施策等のフォロー
- ・共同利用ルールの運用 等

■ データガバナンスに係る他の先進企業の事例を参考につつ、グループのデータガバナンス体制を今後検討

○KDDIの事例



(出典) 経済産業省・総務省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.2」(2022年2月)

5 郵便局データ利活用推進ロードマップ³

(3) データガバナンスの体制強化³

ア 基本的な考え方

- 郵便局データの社会的な有効活用と革新的なサービスの提供に向け、また、信頼の回復に向け、保有するデータ資産すべてを対象とした管理体制の構築等データガバナンスの強化が必要である。
- データガバナンスの強化は、情報セキュリティの確保や個人情報の適正な取扱いの観点のみならず、データ活用による効果の最大化とリスクの最小化を実現する上で、必要な取組である。

イ 日本郵政・日本郵便の取組

① データガバナンス体制の構築

- 日本郵政グループにおいては、データガバナンス体制の検討・整備のために、**今秋を目途に「データガバナンス WG (仮称)」を立ち上げ**、「郵便局データ活用推進ロードマップ」に基づき、データ活用を推進する。
- 具体的には、個人情報等の適正な取扱いを確保し、社会的受容性等に十分に配慮しつつ、データの活用を推進するため、**新たな連携施策の創設を念頭に必要な規定の検討・整備**、データ活用の可否等のチェック体制、日本郵政とグループ内各社とのガバナンスの在り方等、データ活用に当たって必要となるブレイク機能を整備すべく、**2022 年度までを目途に**、規程類を含めた**体制を検討**する。
- **中長期的 (2024 年度までを目途) には、グループ全体のデータ活用やデータガバナンスに関する戦略・方針を策定**し、構築した体制によるチェックを踏まえ、具体的なデータ活用を推進する

② (略)

³ 「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.2」(令和4年2月総務省・経済産業省)を参考とすべきである。